

国家公務員との接触について

～国家公務員の倫理の保持に御協力ください～

国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程では、国家公務員が利害関係のある事業者から金銭・物品の贈与を受けることや接待を受けることなどを規制しています。

国家公務員自身が襟を正すことは当然ですが、皆様の御理解・御協力をお願いします。

Q1 具体的にどのようなルールがあるのでしょうか？

A

国家公務員は、利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招く行為が禁止されています。具体的には、以下のような行為です。

- 金銭・物品の贈与を受けること
- 飲食の提供などの接待を受けること
- 無償でサービスの提供(車による送迎など)を受けること
- 一緒に麻雀・ゴルフ・旅行をすること など

また、利害関係がない事業者からであっても、繰り返し物品の贈与を受けたり、高額の接待を受けたりすることは禁止されています。

Q2 「利害関係者」とは誰のことですか？

A

利害関係者とは、国家公務員の権限の行使や契約の相手方です。具体的には、以下に掲げる者です。

- 許認可等、補助金の交付の申請をし、又は受けている事業者等
- 立入検査、監査又は監察の対象となっている事業者等
- 不利益処分を受ける場合又は行政指導を受けている事業者等
- 国の機関と契約をする事業者等
- 事業行政の対象となる事業を行っている事業者等

Q3 国家公務員と一緒に飲食をすることは認められないのでしょうか？

A

国家公務員は利害関係者から飲食の費用の提供を受けることが禁止されていますが、利害関係がある国家公務員であっても、国家公務員が自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合(割り勘の場合)には、一緒に飲食をすることは認められています。

Q4 利害関係のある国家公務員に祝儀や香典を渡すことはできるのでしょうか？

A

祝儀・香典などの名目や金銭の多寡にかかわらず、認められていません。

Q5**利害関係のある国家公務員が当社を訪問する際に、会社の車で送迎することは問題ありませんか？****A**

原則として認められていません。

Q6**国家公務員に講演や原稿執筆を頼むことはできますか？****A**

国家公務員が講演や原稿執筆を引き受けること自体は禁止されていません。なお、講演料や原稿料の額については省庁ごとに基準が定められているため、依頼する国家公務員に御相談ください。

Q7**利害関係のある国家公務員と一緒にゴルフや旅行をしても問題ありませんか？****A**

たとえ割り勘であったとしても、認められていません。過去に、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフをしたり、一緒に旅行に行ったりした際に、過剰な接待を受けていたことから禁止されているものです。

Q8**国家公務員との接触のルールについて更に詳しく教えてください。****A**

国家公務員倫理審査会のHPに詳しい資料を掲載していますので御覧ください。

また、疑問がある場合には、国家公務員倫理審査会に設置している公務員倫理ホットラインで公務員倫理に関する相談を受け付けています。なお、公務員倫理ホットラインや国家公務員の所属省庁が設置する窓口では、倫理規程に抵触する行為の通報も受け付けています。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索

**公務員倫理ホットライン**

(匿名での相談・通報も受け付けています)

電 話 03-3581-5344

(土・日・祝日及び12/29～1/3までを除く、9:30～18:15)

F A X 03-3581-1802**郵 送** 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3**W E B** 公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

※ 倫理法・倫理規程は、一般職の国家公務員に適用されるものであり、大臣、国会議員、裁判所職員等の特別職の国家公務員や地方公務員などは適用対象外です。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

平成29年10月